

日弁連総第69号
2023年（令和5年）3月9日

名古屋刑務所長 中 田 学 司 殿

日本弁護士連合会
会長 小 林 元 治

勸 告 書

当連合会は、申立人Aの申立てに係る人権救済申立事件（2019年度第51号人権救済申立事件）につき、貴所に対し、以下のとおり勧告する。

第1 勧告の趣旨

貴所は、精神障害を有する申立人が服役していた際、申立人が自らに双極性感情障害、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の障害があることを申告し、人間関係が苦手なトラブルを避けたいので就業を拒否する旨を申し立てる等、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明と認められる行動があったにもかかわらず、申立人との間で障害の内容や特性等の事情及び申立人が求める合理的配慮の内容等について、真摯に建設的対話をせず、その結果、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を提供しなかったものであり、これは、憲法第13条及び第14条第1項の趣旨に反し、また、憲法の規定の趣旨を具体化した障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第7条第2項及び障害者基本法第4条第2項、並びに、国連の障害者の権利に関する条約第5条第3項に違反し、申立人に対する人権侵害に当たる。

よって、今後、精神障害を有する受刑者あるいは精神障害が疑われる受刑者等障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある受刑者から、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合はもとより、そのような意思の表明が積極的になされない場合であっても、上記のような受刑者が貴所において服役するときには、適切と思われる配慮を提供するために建設的対話を働き掛け、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を提供するよう勧告する。

第2 勧告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

日弁連総第70号
2023年（令和5年）3月9日

法務大臣 齋藤 健 殿

日本弁護士連合会
会長 小林 元 治

要 望 書

当連合会は、申立人Aの申立てに係る人権救済申立事件（2019年度第51号人権救済申立事件）につき調査した結果、以下のとおり要望する。

第1 要望の趣旨

名古屋刑務所は、精神障害を有する申立人が服役していた際、申立人が自らに双極性感情障害、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の障害があることを申告し、人間関係が苦手なトラブルを避けたいので就業を拒否する旨を申し立てる等、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明と認められる行動があったにもかかわらず、申立人との間で障害の内容や特性等の事情及び申立人が求める合理的配慮の内容等について、真摯に建設的対話をせず、その結果、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を提供しなかったものであり、これは、憲法第13条及び第14条第1項の趣旨に反し、また、憲法の規定の趣旨を具体化した障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第7条第2項及び障害者基本法第4条第2項、並びに、国連の障害者の権利に関する条約第5条第3項に違反し、申立人に対する人権侵害に当たる。

よって、今後、精神障害を有する受刑者あるいは精神障害が疑われる受刑者等障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある受刑者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合はもとより、そのような意思の表明が積極的になされない場合であっても、上記のような受刑者が刑事収容施設において服役するときには、適切と思われる配慮を提供するために建設的対話を働き掛け、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を提供することができるよう、その具体的な方法等について、必要な研修・啓発を行い、もって、全ての刑事収容施設に対して周知徹底するよう要望する。

第2 要望の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

名古屋刑務所における精神障害者に対する
処遇人権救済申立事件

調査報告書

2023年（令和5年）2月16日

日本弁護士連合会

人権擁護委員会

事件名 名古屋刑務所における精神障害者に対する処遇人権救済申立事件
(2019年度第51号)

受付日 2020年(令和2年)1月17日

申立人 A

相手方 名古屋刑務所及び法務省

第1 結論

名古屋刑務所に対し、別紙勧告書のとおり勧告し、法務大臣に対し、別紙要望書のとおり要望するのが相当である。

1 本件について

申立人は名古屋刑務所に服役中であるところ、相手方名古屋刑務所が自らの精神障害に何らの配慮をしなかったことにより、懲罰を受け、これにより優遇措置の区分が下がる等の不利益を被った上、現在も適切な配慮がなされていないことは人権侵害に当たる。

2 名古屋刑務所に対する勧告の措置

精神障害を有する受刑者あるいは精神障害が疑われる受刑者等障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある受刑者から、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合はもとより、そのような意思の表明が積極的になされない場合であっても、上記のような受刑者が服役するときには、適切と思われる配慮を提供するために建設的対話を働き掛け、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を提供するよう勧告する。

3 法務大臣に対する要望の措置

上記のような受刑者が刑事収容施設において服役するときには、適切と思われる配慮を提供するために建設的対話を働き掛け、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を提供することができるよう、その具体的な方法等について、必要な研修・啓発を行い、もって、全ての刑事収容施設に対して周知徹底するよう要望する。

第2 申立ての趣旨及び理由

1 申立ての趣旨

申立人は相手方名古屋刑務所に服役中であるところ、相手方名古屋刑務所が自らの精神障害に何らの配慮をしなかったことにより、懲罰を受け、これにより優遇措置の区分が下がる等の不利益を被った上、現在も適切な配慮がなされ

ていない。

速やかに適切な処遇を実施して欲しい。また、現在まで受けた不利益について調整し、損害を回復してもらいたい。

2 申立ての理由

申立人は、現在（申立時）、相手方名古屋刑務所で服役中である。受刑者として収容される際の調査等において、自らに精神障害があり、通院歴があること、精神障害者保健福祉手帳を所持していること、処遇においては障害特性に配慮して欲しいことを申し出た。しかし、このような申出にもかかわらず、相手方名古屋刑務所は、申立人を共同室へ収容し、他の者と同じ工場で作業させる等、何らの配慮もしなかった。

その結果、トラブル等が起き、申立人は複数回の懲罰を受けることとなった。これによって、優遇措置の区分が下がり、不利益が生じた。

第3 調査の経過

- | | | | |
|----|-------|--------|---------------------------|
| 1 | 2020年 | 1月17日 | 申立て受付 |
| 2 | 同年 | 3月24日 | 予備審査開始 |
| 3 | 同年 | 8月19日 | 申立人への照会 |
| 4 | 同年 | 8月21日 | 相手方名古屋刑務所への照会 |
| 5 | 同年 | 9月3日 | 申立人からの回答受領 |
| 6 | 同年 | 9月29日 | 相手方名古屋刑務所からの回答受領 |
| 7 | 2021年 | 1月25日 | 本調査開始 |
| 8 | 同年 | 4月7日 | 申立人、相手方名古屋刑務所及び相手方法務省への照会 |
| 9 | 同年 | 5月11日 | 申立人及び相手方法務省からの回答受領 |
| 10 | 同年 | 6月24日 | 相手方名古屋刑務所からの回答受領 |
| 11 | 同年 | 10月12日 | 相手方名古屋刑務所及び相手方法務省への照会 |
| 12 | 同年 | 10月20日 | 申立人への照会 |
| 13 | 同年 | 11月12日 | 相手方法務省からの回答受領 |
| 14 | 同年 | 12月6日 | 相手方名古屋刑務所からの回答受領 |
| 15 | 同年 | 12月17日 | 申立人からの回答受領 |

第4 当委員会が認定した事実

調査の結果、人権救済申立書並びに申立人、相手方名古屋刑務所及び相手方法務省への各照会に対する各回答によって、以下の事実が認められる。

1 申立人の相手方名古屋刑務所への収容等

申立人は、恐喝未遂事件で有罪判決を受け、2019年7月18日に相手方名古屋刑務所に受刑者として収容された。

申立人は、前刑でも2012年6月21日に相手方名古屋刑務所に収容されている。同月22日付けの相手方名古屋刑務所医師の診断書においては、申立人は統合失調症と診断され、「これまでに精神病（マ）への通院歴があり、上記の診断（注：統合失調症）を受けていたとのことです。昨日入所したばかりですが、名拘（注：名古屋拘置所のこと）に於いても、大量の向精神病薬の服用を指示されていました。現在、幻覚妄想はさして目立ちませんが、不安・イライラ・不定愁訴・不眠等の訴えがあります。人格水準の低下も認められ、専門施設における処遇が必要であると考慮されます。」との記載がある。これを受け、相手方名古屋刑務所は、申立人には医療専門施設における処遇が適当と判断し、同年12月5日に、申立人は、岡崎医療刑務所に移送された。

相手方名古屋刑務所は、今回、申立人の同刑務所への収容にあたって、申立人が前刑の際に同刑務所から岡崎医療刑務所に移送され、受刑していたことを記録から把握していた。

2 申立人の精神障害

申立人は、遅くとも2006年頃から精神科の診察を受けていた（申立人の説明による）とのことであり、2013年には、精神障害者保健福祉手帳2級を取得している（なお、申立人の説明によれば、2020年8月の時点では、3級とのことである。）。このため、申立人としては、他の人と同室になることや、集団で作業をすることは困難であると考えている。

申立人は、2020年5月8日に相手方名古屋刑務所において精神科を受診した。相手方名古屋刑務所は、当連合会の照会に対し、「申立人は、令和2年5月8日の精神科の診察において、当所精神科医から、双極性感情障害及びADHD（注：注意欠陥多動性障害のこと）の疑いの診断を受けています。」「一方、精神障害者保健福祉手帳については既に所持していたところ、当所の医師の所見では『疑い』でありましたが、医師が当該疾病を有する可能性も否定できないということから、その更新手続を行わないことにより生じる不利益を勘案し、当該更新手続を実施した」と回答している。

他方で、相手方名古屋刑務所の医師が同月26日付けで、上記手帳更新のために作成した診断書には、申立人の病名として「双極性感情障害、注意欠陥多動性障害（ADHD）」と記載され、「双極性感情障害、注意欠陥多動性障害（ADHD）の『疑い』」があるとは記載されておらず、また、特性として「抑鬱状

態（思考、運動抑制、易刺激性、興奮、憂鬱気分）、躁状態（多弁、感情高揚、易刺激性）、精神運動興奮及び昏迷の状態（興奮）、情動及び行動の障害（爆発性、暴力・衝動行為、自傷行為）」「気分の変動が大きく、軽躁的なときは外的刺激に敏感になり、イライラが強く攻撃的になる。鬱状態になると思考運動制止、悲哀感が強くなり、食事もとらず何もできなくなる。かつては自殺企図で入院歴もある。また人間関係のトラブルも非常に多い。」「当所（注：矯正施設）のような常時監視下にあるような施設において、日常生活に特に大きな問題はなく、過ごせている。」しかし、「感情や行動の統制が悪いため、周囲との小さなトラブルは絶えず、集団への適応は不良である。」等と記載されている。

このように、申立人は、2012年の前刑時に統合失調症と診断され、医療刑務所に移送されていること、2013年に精神障害者保健福祉手帳2級を取得していること、2020年5月の精神科の診断において上記のとおり診断書が作成され、精神障害者保健福祉手帳の更新手続を受けたことからすれば、申立人には、2019年7月からの相手方名古屋刑務所での受刑当時に精神障害があったと認定することができる。

加えて、上記のとおり、2020年5月26日付け診断書には、申立人について、その病状ゆえに人間関係のトラブルが非常に多く、集団への適応が不良であることが指摘されているのであるから、申立人に社会的障壁があったことも認定することができる。

3 申立人の障害に関する相手方名古屋刑務所の認識

(1) 申立人は、相手方名古屋刑務所に収容される際の健康診断や調査において、自らに精神障害があることや、それゆえに居住環境及び労務環境等の点で配慮が必要であることについて申し出たと主張している。

これに対し、相手方名古屋刑務所は、当連合会の照会に対し、「入所時の健康診断において、精神障害があることや処遇について配慮を求める趣旨の申出があった事実は認められませんが、令和元年10月9日、申立人から精神科診察の受診希望の申出があり、同月31日に診察を実施し、同診察において、申立人が、過去に精神科薬を服用していること、ADHD、ASDの診断を受けたなどと述べた事実は認められます」と回答し、上記の申立人の主張を否定する。

(2) もっとも、相手方名古屋刑務所の回答によれば、2019年10月9日に申立人が精神科診察の受診希望を申し出たこと、同月31日に診察が実施され、その診察で申立人が、過去に精神科の薬を服用していたことや、ADHDやASD（自閉症スペクトラム障害）の診断を受けたことがある旨を話し

たという事実については争いがない。

その上、相手方名古屋刑務所は、以前に申立人が岡崎医療刑務所で受刑していたこと等も記録により把握している状態であった。

さらに、相手方名古屋刑務所は、申立人が精神障害保健福祉手帳の更新手続きに係る診断書作成願いを提出したことにより、遅くとも、2020年4月7日には申立人が精神障害者保健福祉手帳を所持していることを認識していたのであるし、上述のとおり、同年5月8日に実施された精神科診察における同月26日付け診断書には、病名として、「双極性感情障害、注意欠陥多動性障害（ADHD）」と記載されている。

4 申立人の処遇

申立人については、相手方名古屋刑務所に収容された当初から、特別の取扱いはいはされず、共同室に収容され、工場で作業を行うこととされた。

前記3の申立人による2019年10月9日の精神科診察の申出や同月31日の診察後も、このような処遇に変化はなかった。

5 申立人に対する懲罰

申立人は、相手方名古屋刑務所に収容された後、2021年4月21日の満期出所までの間、4回の懲罰を受けている。

2019年9月18日の懲罰に係る認定事実は、「工場での人間関係が煩わしくなったとして、執拗に単独室への転室を要求した」とされている。また、同年11月6日の懲罰に係る認定事実は、「休養解除に伴う工場出業の際、人間関係が苦手で、居室では意見や考え方の違う人がいるので、トラブルを避けようと思ったとして、職員に対し、同工場での就業を拒否する旨を申し立て、正当な理由がなく作業を拒否した」とされている。加えて、2020年1月16日及び同年6月11日の懲罰に係る認定事実は、相手方名古屋刑務所の職員の指示に従わなかったことや粗暴な言動をしたこととされている。

申立人としては、これらの懲罰については、いずれも対人トラブルが原因であったと認識している。

第5 当委員会の判断

1 相手方名古屋刑務所の対応の問題点

(1) 法令・通知

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事被収容者処遇法」という。）は、第30条において、「受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応

する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。」と定めている。刑務所は、この規定に基づいて、受刑者のそれぞれの状況や特性に応じた処遇を実施しなければならない、当然、その中には障害に対して適切な配慮をすることも含まれる。

そして、日本国憲法は、第13条により国民の生命・自由・幸福追求の権利を保障し、第14条第1項により差別の禁止を規定しているところ、これら憲法の趣旨を具体化し、また、国連の障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）の批准に向け制定された法律である、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「差別解消法」という。）は、第7条第2項において、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」と定めている。すなわち、行政機関等は、障害のある人から何らかの社会的障壁の除去が必要であるとの意思の表明があった場合には、過重な負担のない限り、合理的配慮の提供義務を負うこととなる。ここで規定されている合理的配慮は、障害者基本法第4条第2項及び障害者権利条約第5条第3項に明記されており、憲法第13条及び第14条第1項の趣旨からも導かれる重要な基本的人権である。その上で、行政機関等には、刑務所が含まれる（差別解消法第2条第4号ホ、国家行政組織法第8条の2、法務省設置法第8条第1項）。

そして、この合理的配慮について、国連障害者権利委員会の一般的意見第6号「障害者の権利に関する条約第5条：平等及び無差別」においては、「合理的配慮について、義務履行者は障害のある個人との対話を始める必要がある。」とされ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（2015年2月24日閣議決定、以下「基本方針」という。）においても、「合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、『(2) 過重な負担の基本的な考え方』に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。」とされており、合理的配慮の提供に当たっては、まず建設的対話を行うべきことが示されている。

以上のことからすれば、刑務所及び刑務所職員には、障害のある受刑者から意思の表明があった場合、当該受刑者の障害の内容や特性等の事情、当該受刑者が求める合理的配慮の内容等について、真摯に建設的な対話を行い、どのような合理的配慮の提供が可能かについて検討し、それぞれの障害特性に応じた合理的配慮を提供する義務がある。

なお、相手方法務省は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(平成27年11月30日法務省人企訓第4号、以下「対応要領」という。)を定めており、その第5条第1項においては、「職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の提供をしなければならない。」とされている。そして、「合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、・・・双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。」とされ(同第5条第2項、別紙「法務省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項」第5(合理的配慮の基本的な考え方)の2)、合理的配慮の提供にあたっては、障害のある人の事情を詳しく聴取し、どのような調整が可能であるのかについての建設的対話をしていくことが求められる。加えて、相手方法務省は、同別紙第6(過重な負担の基本的な考え方)において、「法務省においては、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、・・・具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。」と定めている。このように相手方法務省の対応要領からも、前記のような義務があり、内部においてもその履行が求められていることが明らかである。

(2) 申立人の意思表示の事実が認められること

① 差別解消法は、第7条第2項において、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、・・・社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」と定めており、障害のある人からの意思の表明を求めている。

しかし、「意思の表明」がないことを理由に合理的配慮の提供義務を免れることは法の趣旨に反する。実際に障害のある人は、自らの意思を表出す

ること自体に困難さを抱えている人が多く、「意思の表明」要件を厳格に捉えてしまうと、多くの場面で合理的配慮の提供がなされなくてもよいこととなってしまふ。また、そもそも、障害者権利条約第5条第3項や障害者基本法第4条第2項においては「意思の表明」が要件とされていない。

そうであるならば、差別解消法第7条第2項において、「意思の表明」が要件とされているのは、あくまでも、合理的配慮の提供が障害のある人の明示の意思に反して行われてはならないことを注意的に規定したに過ぎないものと解釈すべきであり、黙示の意思表示がある等、状況から合理的配慮の必要性を認識できる場合には、「意思の表明」があったと認定すべきである。この点、当連合会の2019年11月21日付け「障害者差別禁止法制の見直しを求める意見書」においても、「意思の表明」について、「黙示の意思表示でもよく、仮に何らの意思の表明がない場合でも相手方において障害の存在や合理的配慮の必要性を認識し得た場合には、合理的配慮に向けた手続に入ることになるものと解釈すべきである」としている。

② 本件についてみると、前記第4の3(1)のとおり、申立人が、相手方名古屋刑務所に収容される際に、自らに精神障害があることや、それゆえに居住環境及び労務環境等の点で配慮が必要であることを相手方名古屋刑務所に申し出たか否かについて、申立人と相手方名古屋刑務所の主張に相違がある。

しかし、前記第4の3(2)において述べた争いのない事実経過からすれば、申立人は少なくとも、2019年10月9日に精神科診察の受診希望を申し出ており、同月31日の診察の際に過去に受けた診断名等を説明している。その上、相手方名古屋刑務所は、以前に申立人が岡崎医療刑務所で受刑していたこと等も記録により把握している状態であった。

この点に関連して、2019年10月31日時点で、申立人から自身に精神障害があることの申告に加え、「社会的障壁の除去」を求める意思表示があったかが問題となり得る。申立人は、同日時点で、自らに必要となる具体的な配慮事項を申し出ていたとするが、相手方名古屋刑務所はこれを認めていない。しかし、申立人は前記のとおり同年11月6日に懲罰を受けているところ、その対象となった同年10月24日の行為について、相手方名古屋刑務所は、申立人が「人間関係でのトラブルを避けるために工場での就業を拒否する」旨を職員に申し立てたこと（すなわち申立人が求める配慮を表明していること）を自ら認定している。したがって、同月31日時点で、申立人は、相手方名古屋刑務所に対し、単に障害の存在を申

告するだけでなく、社会的障壁の除去を求める明示的な意思表示をしていたと認められる。また、仮にこの点を措いたとしても、上記のとおり、相手方名古屋刑務所において障害の存在や合理的配慮の必要性を認識し得た場合には、合理的配慮に向けた手続に入るべきであるところ、申立人は、そもそも自らに障害があることを申告している以上、それに伴う社会的障壁が存在し、その除去が必要となっていることが推認される。そうであるならば、障害があることの申告には、特段の事情のない限り、社会的障壁の除去を求める意思も含まれていると解すべきである。いずれにしても、同日時点で社会的障壁の除去についての意思表示があったと認められる。

よって、本件においては、遅くとも2019年10月31日時点において、差別解消法第7条第2項に定める「意思の表明」があったということができ、相手方名古屋刑務所に合理的配慮の提供義務が生じていたことは明らかである。

(3) 建設的対話及び合理的配慮をした形跡が見られないこと

前記第4の4のとおり、合理的配慮の提供義務が生じた以降も、相手方名古屋刑務所が申立人との建設的対話をしたり、具体的な合理的配慮の提供をしたりした形跡は認められない。

この点について、相手方名古屋刑務所は、当連合会の照会に対する回答の中で、2019年10月の申出及び申告があっても、①同刑務所の医師による診察で合理的配慮の必要性が認められなかったこと、②名古屋拘置所から申立人に精神障害があるとの引継ぎがなく、一般施設における処遇が適当であると判断されていることから合理的配慮を提供する義務があるとは考えていなかったと回答している。

このような相手方名古屋刑務所の主張には、2つの重大な問題がある。

1つ目の重大な問題は、相手方名古屋刑務所が、医師の見解や、拘置所の意見のみに基づいて判断し、申立人との建設的対話を一切行っていない点である。前記のとおり、合理的配慮の提供に当たっては、その実施に向けた建設的対話を行う必要がある。それにもかかわらず、このように医師の見解や拘置所の意見という相手方名古屋刑務所の側で入手した情報のみに基づいて合理的配慮の提供を一切行わない決定をすることには重大な問題がある。

2つ目の重大な問題は、相手方名古屋刑務所の主張は、主に「治療の必要性」という点に基づいて、合理的配慮の必要性を判断していると思料される点である。当連合会の照会に対する回答の中でも、相手方名古屋刑務所は、合理的配慮の必要性に関して、「診察した医師は、申立人について精神科の医

療専門施設での治療の必要があるとの所見は示しておりません」としている。このように、相手方名古屋刑務所の考える合理的配慮の必要性は、申立人の「治療の必要性」に関する点のみに焦点化されている。しかし、差別解消法第2条は、「障害者」を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義しており（同条第1号）、障害のある人が生活において受ける制限は、心身機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じているという、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえている。そうであるならば、合理的配慮も、当然のことながら、社会モデルの考え方を踏まえて検討されなければならない。対応要領においても、合理的配慮は、「障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる『社会モデル』の考え方を踏まえたもの」とされている（対応要領別紙第5（合理的配慮の基本的な考え方）の1）。相手方名古屋刑務所は、このような合理的配慮の基本理念を把握せず、あくまでも「治療の必要性」だけから合理的配慮の必要性を判断しており、この点にも重大な問題があると言わざるを得ない。あわせて、相手方名古屋刑務所の回答は、治療の必要性がないことから、そもそも申立人を差別解消法の対象となる「障害者」と判断しなかったようにも解される。しかし、差別解消法における「障害」は、前記のように社会モデルで解されるものであり、単に治療の必要性だけで判断されるものではない。前記第4の2のとおり、申立人には精神障害があると認定できる状況があったのであるから、相手方名古屋刑務所には建設的対話の必要性ないし合理的配慮の提供義務が生じるものと考えべきである。

以上のとおり、相手方名古屋刑務所が、申立人との建設的対話を行わずに、医師の見解や拘置所の意見のみに基づいて、合理的配慮の提供を行わなかったことが明らかである。

本件においては、建設的対話をしていれば、合理的配慮の提供として、例えば他の被収容者とのコミュニケーションでのストレスを回避するために単独室での処遇とする（そもそも刑事被収容者処遇法第37条第2項においては単独室が原則とされている。）ことや、作業において他者とのコミュニケーションを減らしたり、作業内容自体を障害特性に合わせたりする等の調整が可能であり、これらを実施することに過重な負担もなかったと考える。

なお、前記第4の5の懲罰の内容を見れば、申立人が合理的配慮として集団処遇以外の処遇を求めたことが結果的に懲罰の理由になっていることが窺える。このことから、相手方名古屋刑務所は、申立人の主張を建設的対話の対象となるものではなく、むしろ不合理な主張であると捉えていたことが分かる。

(4) 合理的配慮の不提供により申立人に懲罰がなされたこと

前記第4の4のとおり、申立人には、その精神障害に対して合理的配慮の提供がなされなかった。

そして、申立人は、4回の懲罰を受けている。うち、3回の懲罰については、2019年10月31日の申立人による意思表示以降に行われている。

これらの懲罰については、前記第5の1(3)のとおり、そもそも合理的配慮の提供を求めたことが懲罰の理由の1つとなっていることが窺える。また、このような直接的な関係はなくとも、合理的配慮の不提供によって精神的に不安定な状態となったことが原因となっている等、間接的な影響を与えていることも十分考えられるところである。

このように、合理的配慮の不提供によって、結果として申立人には4回の懲罰が科され、不利益が生じている。

(5) 小括

以上のように、相手方名古屋刑務所は、合理的配慮の提供義務が生じている状態であるにもかかわらず、申立人との建設的対話を行わずに、一方的な判断で合理的配慮の提供を怠った。そして、その直接的ないし間接的な影響により、申立人には複数回の懲罰を受けるという現実的かつ看過し難い不利益が生じている。

このような相手方名古屋刑務所の対応は、憲法第13条及び第14条第1項の趣旨に反し、また、憲法の規定の趣旨を具体化した差別解消法第7条第2項及び障害者基本法第4条第2項、並びに、障害者権利条約第5条第3項に違反しており、その違反は重大なものである。

なお、相手方名古屋刑務所は、当連合会の照会に対し、申立人につき、医師の所見では、精神障害の「疑い」であった旨回答している。しかしながら、申立人には、2019年7月からの相手方名古屋刑務所での受刑当時に精神障害があり、社会的障壁があったことを認定できることは、上記第4の2のとおりである。

差別解消法に定める合理的配慮は、精神障害（発達障害を含む。）を有する者のみに限られず、身体障害、知的障害、その他の心身の機能の障害がある

者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものに対しても提供されなければならない（差別解消法第2条第1号）。そして、これらの者が合理的配慮の提供を受けることは、差別解消法第7条第2項及び障害者基本法第4条第2項、並びに、障害者権利条約第5条第3項によって保障され、憲法第13条及び第14条第1項の趣旨からも導かれる重要な基本的人権であり、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を提供するという人権に配慮した積極的な姿勢が求められるというべきである。したがって、刑務所側において障害を疑うべき事実を把握・認識する等障害が疑われる受刑者について、刑務所内の医師の診察では精神障害の疑いという診断結果に留まっている場合であっても、過去の診療経過、精神障害者保健福祉手帳の有無、本人の申出・行動等諸般の事情を調査・確認した上で、総合的に見て、本人の心身の状態と社会的障壁が相まって日常生活又は社会生活に相当な制限を受けると認められるときには、差別解消法にいう「精神障害」に該当すると判断されるべきである。

2 相手方法務省の対応の問題点

- (1) 対応要領第9条第1項においては、「法務省は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。」とされている。

この点について、相手方法務省は、当連合会の照会に対する回答において、矯正施設職員に対して、障害理解のための研修を行っているとしている。相手方名古屋刑務所においては、2020年度は「発達障害と愛着障害の理解と支援について」、2021年度は「被収容者の不適応行動の理解と対応」というテーマで研修が実施されている。このように、一般的な障害理解については、頻度としては非常に少ないながらも、一定の研修が実施されていることが認められる。

しかし、差別解消法や対応要領について特化した研修が行われている形跡はない。それに加えて、障害のある人から意思の表明があった場合にどのように建設的対話を行うか、意思の表明がない場合にもどのような情報から積極的な合理的配慮の提供を行っていくべきか等、対応要領に定められている職員の責務について、具体的にどのような方法で対応すべきか等の研修が行われている様子はない。このように、差別解消法や対応要領に関して、十分な研修等が行われているとは認められない。

対応要領が定める「必要な研修・啓発」は、単に一般的な障害理解にとど

まらず、差別解消法及び対応要領に定められた職員の責務を果たすために必要な知識・理解を促すことができる研修をいうと解すべきである。そうであるならば、現在実施されている研修は、これを充足するものではなく、不十分なものといわざるを得ない。

加えて、相手方法務省は、当連合会の照会に対する回答において、障害の具体的内容や、障害のある人とのコミュニケーションの取り方に関する研修について、①初任者研修での社会福祉施設における介護等体験実習等や、②コーチング研修を実施しているとしている。しかし、介護等体験実習等は介護が必要な、高齢者や重度の障害のある人を対象としたものと考えられ、精神障害のある人とのコミュニケーションの取り方を学ぶ場として十分とはいえない。また、初任者研修だけ実施しても、その後継続的に理解を深めていくことはできない。さらに、コーチングは、特に障害がある人に特化したコミュニケーション方法ではなく、これが精神障害のある人とのコミュニケーションの取り方の研修であるとは到底いえない。

このように、相手方法務省において実施している研修は、障害に関する理解やコミュニケーションの方法を学ぶものとして不十分なものである。

(2) 障害（特に精神障害）のある受刑者の処遇については、差別解消法の趣旨に照らして、根本から検討し直してみる必要がある。

刑事被収容者処遇法では、受刑者はあくまで処遇の対象であり、同法の定める主体は、基本的には刑務所長である。刑事被収容者処遇法第30条は、「受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。」と、受刑者ごとの個別の処遇を行うことを定めており、受刑者の権利主体性が拡充されつつあることが認められるものの、現状では、受刑者に対しては、いまだ、画一的な取扱いが一般的に行われていると言わざるを得ない。

すなわち、受刑者は、法令や各刑務所での所内規則に基づき、刑務所職員の命令に従って行動をせざるを得ず、各刑務所では、職員に対する不当要求や重複要求、不当抗弁等といった事情は所内規則等によって懲罰の対象とされているのが通常である。

それ故、受刑者自身の希望することを刑務所に対して要求すれば、場合によっては不当要求として懲罰の対象となり得る。また、刑務所が、要求を受け付けた場合でも、その要求を認めない旨の返答をしたにもかかわらず、受刑者が要求をし続けると、重複要求あるいは不当抗弁として懲罰の対象とな

る。このように、受刑者からの個別具体的な要求、言い換えれば、刑務所から見て、他の受刑者と異なる特別待遇の要求には、基本的には応じないというのが所内規則等に見られる刑務所の基本的な姿勢である。

他方で、差別解消法に基づく合理的配慮の提供義務は、2016年の施行当初から行政機関にとっては法的義務であり、その不提供は法令違反であって、場合によっては障害者に対する差別として憲法第14条第1項の平等原則違反に該当する場合もある。刑務所を含む刑事施設（刑事施設とは、刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称である。）は、上記のとおり、行政機関に該当し、受刑者への処遇を特別に除外するような除外規定があるわけでもない。したがって、刑務所が、障害者からの求めに応じた合理的配慮の提供をしないことは憲法第14条第1項や差別解消法違反等に該当する場合があるというべきである。

そして、障害者に対する合理的配慮の提供は、個々の障害者の障害特性に応じて、個別具体的な配慮を提供することを求められるものである。むしろ、他の受刑者と異なる対応をすることが法の要求する合理的配慮の提供となる。このように、障害者に対する合理的配慮の提供については、刑務所の所内規則等に見られるような画一的な取扱いという基本的な姿勢と異なる個別具体的な配慮の提供が求められていることについて、刑事施設は十分に認識することが求められる。

相手方法務省においては、一定の研修をしていることは認められるものの、それは単に一般的な障害理解を促すにとどまるものである。差別解消法の制定施行によって、障害者への対応では、刑務所の前記基本的な姿勢を抜本的に改める必要があることにつき、相手方法務省は、各地の刑事施設に周知徹底することが求められている。

- (3) 以上によれば、相手方法務省において、研修その他の方法により、「障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発」（対応要領第9条第1項）を行っていることを認めることはできない。

3 結論

以上より、相手方名古屋刑務所に対し、別紙勧告書のとおり勧告し、相手方法務省に対し、別紙要望書のとおり要望するのが相当である。

以上